

インド：FTA 活用に関する新たな税関規則とガイドラインの発表

輸入者に対して原産資格に関する情報、関係書類の所持を要求

2020 年 9 月

概要

インド政府は、輸入者による FTA や EPA 等の貿易協定（以下、「FTA」）の不適切な活用による関税譲許を防ぎ、国内産業を保護することを目的として、2020 年 4 月に関税法の改正を行いました。当該改正に伴い、インド財務省 間接税・関税中央委員会（CBIC - Central Board of Indirect Taxes and Customs）は、この度、新たな税関規則（CAROTAR 2020 - Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020）と検認の手続きに関するガイドラインを発表しました。当該規則は **2020 年 9 月 21 日** から施行されます。

1. 新たな税関規則（CAROTAR 2020）における特に重要な事項

当該規則は、インドが締結している各 FTA を活用し、特惠税率の適用を受けようとする輸入者に対し、製品が原産資格を満たしていることを証明する情報と関係書類を輸入申告の日から 5 年間保持することを要求しています。また、当該規則において、インド税関は輸入者に対して原産資格に関する情報提供を要請することができ、情報提供を依頼された輸入者は 10 営業日以内にインド税関に対して回答する必要があると定められています。

< 輸入者が所持すべき最低限の情報として当該規則に記載されている事項 >

- 全ての産品に共通して必要な情報
 - 簡単な生産工程と適用した原産地基準（WO、RVC + CTSH、CTH 等）
- 適用した原産地規則が完全生産品（WO）以外である場合に必要な情報
 - 原産材料に関する情報
 - デミニマス規定の適用有無に関する情報（適用した場合、材料名とパーセンテージに関する情報）
 - 累積規定の適用有無に関する情報
 - 間接材料等の規定の適用有無に関する情報
 - 付加価値基準の場合：原産割合（%）と付加価値を構成する要素（材料費、労務費等）に関する情報
 - 関税分類変更基準の場合：生産に使用した非原産材料の HS コードに関する情報
 - 加工工程基準の場合：適用したルールに関する情報
 - 原産地証明書が遡及発給された場合：その理由
 - 積送基準に関する情報

輸入者が期日までに回答できない場合や、輸入者が十分な情報を所持していない場合は、税関の担当官は関係当局高官に対して、輸出国当局に検認（verification）を行うことを提案します。その後、検認を行うことが決定された場合は、各 FTA に従い、検認が行われることになります。なお、検認で原産性が否認された場合、当該産品と同一の産品については、検認対象となった特定原産地証明書以外で輸入した産品についても、原産性が否認されることになります。

2. ビジネスに与える影響と求められる対策

■ ビジネスに与える影響

当該規則は輸入者に対し、製品の原産資格に関する情報を所持することを要求していることから、FTA を活用して、インドに製品を輸出している輸出者は、輸入者から原産資格に関する情報の提供を依頼されることが予想されます。また、日インド EPA において輸出者に対して同意通知書を提出している生産者についても、輸入者もしくは輸出者から情報提供依頼を受ける可能性があります。

■ 企業に求められる対策

原産性判定に関する書類の保管状況を再度確認のうえ、輸入者への情報提供方法をあらかじめ関係者間で合意し、連絡体制を整備しておくことが重要になります。また、製品の原産資格に関する情報を輸入者に提供することが困難である場合は、検認を受ける可能性があることを念頭に置いた上で、検認への対応体制の整備や原産資格に係る書類の適正性並びに保管状況の確認を早急に実施することが推奨されます。

デロイト トーマツ税理士法人が提供するサービス

デロイト トーマツ税理士法人は、インド各地の関税専門家と連携して、インドにおける新たな税関規則に対応するための、以下のサービスを提供しています。

- 書類確認やインタビューを通じた原産性管理状況の点検、確認
- FTA 活用に係る法令を遵守した社内プロセス、ルール、体制構築支援
- 社内外関係者への FTA 活用に関する研修会実施
- 税関事後調査や検認における関係当局とのコミュニケーション支援
- 近年のインド税関の動向に関する研修会の実施

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

間接税サービス

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

間接税サービス : www.deloitte.com/jp/indirect-tax



福永 光子
パートナー

mitsuko.fukunaga@tohatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001